

# 企業名称登記管理規定（2012年修正版）

2013年1月施行

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 企業名称登記管理規定（2012年修正版）

（1991年5月6日に国務院が承認、1991年7月22日付け国家工商行政管理总局令第7号により公布、2012年11月9日付け中華人民共和国国務院令第628号により公布し、2013年1月1日から施行した「国務院關於修改和廢止部分行政法規的決定（一部行政法規の改正及び廢止に關する国務院の決定）」に基づいて修正）

第1条 企業名称の管理を強化し、企業の合法的な權益を保護し、社会・經濟の秩序を維持するために、本規定を制定する。

第2条 本規定は中国国内において法人の要件を備えた企業及び法により登記が必要なその他の企業に適用する。

第3条 企業名称は企業の登記申請時、企業名称の登記主管機關が審査の上確定する。企業名称は承認・登記を経た後に使用することができ、規定の範囲内において専用權を有する。

第4条 企業名称の登記主管機關（以下、「登記主管機關」とする）は国家工商行政管理总局及び地方の各級の工商行政管理总局とする。登記主管機關は企業名称登記申請の承認又は却下、企業名称の使用に対する管理監督、企業名称専用權の保護を担当する。

登記主管機關は「中華人民共和国企業法人登記管理条例」に従って、企業名称に關する等級別登記管理を実施する。外商投資企業の企業名称は国家工商行政管理总局が審査の上確定する。

第5条 登記主管機關はすでに登記を行った不適切な企業名称を是正する權利を有し、上級の登記主管機關は下級の登記主管機關がすでに登記を行った不適切な企業名称を是正する權利を有する。

すでに登記を行った不適切な企業名称について、いかなる組織及び個人も登記主管機關に是正を要求することができる。

第6条 企業は一つの名称だけを使用することが認められ、登記主管機關の管轄区内においてすでに登記を行った同業種の企業名称と同じ又は類似してはならない。

特別の必要がある場合、省級以上の登記主管機關の承認を経て、企業は規定の範囲内に

において従属会社名を1つ使用することができる。

第7条 企業名称は、屋号（又は商号、以下同じ）、業種又は事業の特徴、組織形態の順序で構成しなければならない。

企業名称は企業の所在地の省（自治区、直轄市を含む、以下同じ）、市（州を含む、以下同じ）又は県（市轄区を含む、以下同じ）の行政区画の名称を冠しなければならない。

国家工商行政管理局の承認を経て、次の各号に掲げる企業の名称は企業の所在地の行政区画の名称を冠しなくてもよい。

- （一）本規定第13条で規定されている企業
- （二）歴史が長く、屋号が知名である企業
- （三）外商投資企業

第8条 企業名称は漢字を使用しなければならないが、民族自治地域の企業名称は同時にその地域に通用する民族文字を使用することができる。

企業が外国語の名称を使用する場合、その外国語の名称を中国語の名称と一致させ、登記主管機関で登記を行わなければならない。

第9条 企業名称は次の各号に掲げる内容及び文字を含めてはならない。

- （一）国家、社会・公共の利益を損ねる
- （二）公衆を欺く又は誤解させるおそれがある
- （三）外国の国（地域）の名称、国際機関の名称
- （四）政党の名称、党・政府・軍事機関の名称、大衆組織の名称、社会団体の名称及び部隊番号
- （五）中国語のピンイン（中国語で音節を音素文字に分け、ラテン文字化して表記したものをいう——訳注）（外国語の名称中に使用する場合を除く）、数字

(六) 法律、行政法規で禁止されているその他の内容。

第 10 条 企業は屋号を選択することができる。屋号は 2 文字以上で構成しなければならない。

企業は正当な理由がある場合、当地又は他地域の地名を屋号として使用することができる。ただし、県以上の行政区画の名称を屋号として使用してはならない。

民間企業は出資者の氏名を屋号として使用することができる。

第 11 条 企業はその主要業務に基づいて、国家業種分類基準で区分された分類に従って、企業名称中にその属する業種又は事業の特徴を明示しなければならない。

第 12 条 企業はその組織形態又は責任範囲に基づいて、企業名称中に組織形態を表示しなければならない。表示する組織形態は明確でわかりやすいものでなければならない。

第 13 条 次の各号に掲げる企業は、企業名称中に「中国」、「中華」又は「国際」を冠した字句の使用を申請することができる。

(一) 全国的な企業

(二) 国務院又はその授権を受けた機関が承認した大型輸出入企業

(三) 国務院又はその授権を受けた機関が承認した大型企業グループ

(四) 国家工商行政管理局が規定するその他の企業

第 14 条 企業が支部を設立する場合、企業及びその支部の企業名称は次の各号に掲げる規定に合致しなければならない。

(一) 企業名称中に「総」の文字を使用する場合、その傘下に 3 以上の支部がなければならない。

(二) 独立して民事責任を負うことができない支部は、企業名称にその従属する企業の名称を冠し、その後「分公司（支社）」、「分廠（分工場）」、「分店（支店）」などの字句を

続け、さらにその支部の業種及び所在地の行政区画の名称又は地名を明示しなければならない。ただしその業種がその従属する企業と一致する場合には、省略することができる。

(三) 独立して民事責任を負うことができる支部は、独立した企業名称を使用しなければならない。ただしその従属する企業の名称中の屋号を使用することができる。

(四) 独立して民事責任を負うことができる支部がさらに支部を設立する場合、設立された支部はその企業名称中に本部組織の名称を使用してはならない。

第 15 条 共同経営企業の企業名称は共同経営者の屋号を使用することができる。ただし、共同経営者の企業名称を使用してはならない。共同経営企業はその企業名称中に「連営（共同経営）」又は「連合」の字句を明示しなければならない。

第 16 条 企業に特別な原因がある場合、開業登記前に企業名称登記の事前単独申請を行うことができる。企業名称登記の事前単独申請を行う場合、企業設立責任者が署名した申請書、定款草案及び主管部門又は審査承認機関の承認書を提出しなければならない。

第 17 条 外商投資企業はプロジェクト建議書及び実行可能性調査報告書の承認を受けた後、契約書、定款の承認前に、企業名称登記の事前単独申請を行わなければならない。外商投資企業が企業名称登記の事前単独申請を行う場合、企業設立責任者が署名した申請書、プロジェクト建議書、実行可能性調査報告書の承認書、及び出資者の所在国（地域）の主管部門が発行した合法的な開業証明を提出しなければならない。

第 18 条 登記主管機関は企業が提出した企業名称登記の事前単独申請に関するすべての資料を受け取った日から、10 日以内に審査の上、承認又は却下を決定しなければならない。

登記主管機関は登記の事前単独申請を行った企業名称の承認を行った後に、「企業名称登記証書」を発行する。

第 19 条 登記の事前単独申請を行い承認を受けた企業名称の保留期間は 1 年とする。承認を経て開業準備期間を得られた場合、企業名称の保留期間は開業準備期間の満了時までとする。保留期間内に生産・経営活動に使用してはならない。

保留期間の満了後に、企業の開業登記を行わない場合、その企業名称は自動的に失効し、企業は期間が満了した日から 10 日以内に「企業名称登記証書」を登記主管機関に返納しなければならない。

第 20 条 企業の印章、銀行口座、看板、便箋に使用する名称は登記を行った企業名称と同じでなければならない。商業、公共飲食、サービスなどの業種の企業名称の看板は適度に簡素化することができる。ただし、登記主管機関に届け出なければならない。

第 21 条 登記申請を行った企業名称が次の各号に掲げる状況の企業名称と同じである、又は類似する場合、登記主管機関はこれを承認しない。

(一) 企業が取消しを受けてから 3 年が経過していない

(二) 企業の営業許可証が取消しを受けてから 3 年が経過していない

(三) 企業が本条第 (一)、(二) 号で規定されている状況以外の原因により登記抹消を行ってから 1 年が経過していない

第 22 条 企業名称が承認を得て登記された後、特別な理由がない限り 1 年以内に変更を申請してはならない。

第 23 条 企業名称は企業又は企業の一部に付随して譲渡することができる。

企業名称は 1 つの企業のみ譲渡することができる。企業名称の譲渡人は譲受人と契約書又は合意書を締結し、原登記主管機関の承認を受けなければならない。

企業名称の譲渡後、譲渡人はすでに譲渡された企業名称の継続使用をしてはならない。

第 24 条 2 以上の企業が同一の登記主管機関に対し規定に合致した同じ企業名称を申請した場合、登記主管機関は先に申請した者を優先する原則に従って審査の上確定する。同一日に申請した場合、企業が協議の上解決しなければならず、合意に至らなかった場合、登記主管機関が裁決を行う。

2 以上の企業が異なる登記主管機関に同じ企業名称を申請した場合、登記主管機関は先に受理したものを優先する原則に従って審査の上確定する。同一日に受理した場合、企業が協議の上解決しなければならず、合意しなかった場合、受理したすべての登記主管機関に共通する上級の登記主管機関が裁決を行う。

第 25 条 2 以上の企業がすでに登記を行った企業名称と同一又は類似であることにより

紛争が発生した場合、登記主管機関登録は先に登録登記を行ったものを優先する原則に従って処理を行う。

中国企業の企業名称及び外国（地域）企業の企業名称が中国国内において紛争が発生し、登記主管機関に裁決を申請した場合、国家工商行政管理局は中国が締結する又は加盟する国際条約の規定の原則又は本規定に従って処理を行う。

第 26 条 本規定に違反する次の各号に掲げる行為について、登記主管機関は情状に基づいて、処罰を行う。

（一）承認・登記を経ていない企業名称を使用して生産・経営活動に従事した場合、経営活動の停止を命じ、違法所得を没収する又は 2,000 元以上、2 万元以下の過料を科し、情状が深刻な場合、併科することができる。

（二）企業名称を無断で変更した場合、警告を与える又は 1,000 元以上、1 万元以下の過料を科し、期間を定め変更登記を行う。

（三）自らの企業名称を無断で譲渡又は賃貸した場合、違法所得を没収し、1,000 元以上、1 万元以下の過料を併科する。

（四）保留期間内の企業名称を使用して生産・経営活動に従事した、又は保留期間の満了後期日までに「企業名称登記証書」を登記主管機関に返納しなかった場合、警告を与える、又は 500 元以上、5,000 元以下の過料を科す。

（五）本規定第 20 条の規定に違反した場合、警告を与え、500 元以上、5,000 元以下の過料を併科する。

第 27 条 他人がすでに登記を行った企業名称を無断で使用した、又は他人の企業名称の専用権を侵害するその他の行為があった場合、被権利侵害者は権利侵害者の所在地の登記主管機関に処理を要求することができる。登記主管機関は権利侵害行為の停止、被権利侵害者が当該権利侵害行為により受けた損失の賠償を権利侵害者に命じ、違法所得を没収し、5,000 元以上、5 万元以下の過料を併科する権利を有する。

他人の企業名称の専用権を侵害した場合、被権利侵害者は人民法院に直接訴訟を提起することもできる。

第 28 条 登記主管機関が本規定に基づいて行った具体的な行政行為に不服がある場合、当事者は通知を受け取った日から 15 日以内に一級上の登記主管機関に不服審査を請求することができる。上級の登記主管機関は不服審査請求を受け付けた日から 30 日以内に不服審査決定を行わなければならない。不服審査決定に不服がある場合、法により人民法院に訴訟を提起することができる。

期間を徒過しても不服審査を請求しなかった、又は不服審査後、不服審査の決定の執行を拒絶し、訴訟も提起しなかった場合、登記主管機関は企業名称を強制的に変更し、企業の営業許可証を一時的に押収することができる。

第 29 条 外国(地域)企業は中国国内において企業名称の登記を申請することができる。

外国(地域)企業は国家工商行政管理局に企業名称の登記を申請し、外国(地域)企業の法定代表人が署名した申請書、外国(地域)企業の定款及び企業の所在国(地域)の主管部門が発行した合法的な開業証明を提出しなければならない。登記主管機関は外国(地域)企業の企業名称の登記の申請に関するすべての資料を受け取った日から 30 日以内に初期審査を行い、審査に通過した場合、公告を行わなければならない。外国(地域)企業名称の公告期間は 6 か月とし、この期間に異議が申し立てられなかった又は異議が成立しなかった場合、承認・登記を行い、企業名称の保留期間は 5 年とする。登記主管機関は外国(地域)企業名称が承認を得て登記された後、「企業名称登記証書」を発行しなければならない。外国(地域)企業名称が登記された後、変更が必要である又は保留期間の満了後も使用の継続を請求した場合、改めて登記を申請しなければならない。

第 30 条 登記主管機関で登記を行った事業単位及び事業単位が開業した経営組織の名称並びに個人事業者の名称登記管理については、本規定を参考にして執行する。

第 31 条 本規定の施行前にすでに承認を得て登記された企業名称は、使用を継続することが認められる。ただし、本規定に著しく違反した場合、是正しなければならない。

第 32 条 「企業名称登記証書」は国家工商行政管理局が統一して作成、印刷する。

第 33 条 本規定は国家工商行政管理局が責任を持って解釈を行う。

第 34 条 本規定は 1991 年 9 月 1 日から施行する。1985 年 5 月 23 日に国务院が承認し、1985 年 6 月 15 日に国家工商行政管理局が公布した「工商企業名称登記管理暫行規定(商工業企業名称登記管理暫定実施規定)」は同時に廃止する。



出所：

2012年11月23日付け国务院法制弁公室ウェブサイトを基に JETRO 北京事務所日本語仮訳を作成

<http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201211/20121100378270.shtml>

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。